

浜松市上下水道部建設工事故調査会議に関する要綱

(設置)

第1条 上下水道部が所管する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)の施工に伴い発生した事故(第3条第4項を除き、以下「事故」という。)の原因及びそれによって発生した被害の原因を究明するための調査を行うとともに、当該調査の結果に基づく再発防止策の検討等を行うため、上下水道部建設工事故調査会議(以下「調査会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査会議は、次に掲げる事項について調査、検討等を行う。

- (1) 事故の原因に関する事項
 - (2) 事故に伴い発生した被害の原因に関する事項
 - (3) 事故に対して講じた措置及び事故に伴い発生した被害の軽減のため講じた措置の内容、当該措置が講じられるまでの経緯並びに当該措置の効果に関する事項
 - (4) 事故の防止及び事故に伴い発生する被害の軽減のために講じるべき施策に関する事項
 - (5) 事故の責任の所在に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、事故に関し必要があると水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認める事項
- 2 前項の規定による調査、検討等は、次の各号のいずれかに該当する事故を対象とする。
- (1) 第三者に1件おおむね300万円以上の損害が発生した事故(事故の原因及びそれによって発生した被害の原因の究明が容易で、調査会議による調査、検討等の必要がないと管理者が認める事故を除く。)
 - (2) 死亡者が発生した事故
 - (3) 負傷者(おおむね4日以上休業見込みの負傷者及びこれと同程度の負傷者に限る。)が発生した事故
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、調査会議による調査、検討等の必要があると管理者が認める事故

(組織)

第3条 調査会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、上下水道部次長の職にある者のうち管理者が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、調査会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、水道工事課長、下水道工事課長、浄水課長、下水道施設課長、北部上下水道課長及び天竜上下水道課長並びに管理者が指名する職員とする。

(会議)

第4条 調査会議は、会長が必要の都度招集し、会長が議長となる。

2 調査会議は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(付議手続)

第5条 事故に係る事務を主管する課の長は、調査会議に付議すべき事故が発生したときは、直ちに調査会議を主管する課へ関係書類、資料等を提出しなければならない。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調査会議の運営について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月29日から施行する。